竹富町役場
自然環境課御中

日本鱗翅学会の自然保護委員長を務めております東京大学総合研究博物館の矢後勝也と申します。日本鱗翅学会とは、昆虫のチョウ・ガ類を専門として扱う学会です。

「竹富町自然環境保護条例改正に関する『希少野生動植物』、『特別希少野生動植物』及び『指定外来生物』の選定（案）に係る意見の募集（パブリックコメント）について」につきまして、本学会の自然保護委員会および理事会の判断により、代表してご意見を申し上げたく、ご連絡申し上げます次第です。

今回の「希少野生動植物」の指定候補と致しまして、チョウ類53種、ガ類9種が含まれております。これに関しまして、以下の懸念する点がございます。

・全体的にやや煩雑であり、チョウ・ガ類の多くの科でかなり普通に見られる種までリストに掲載されている。
・通常は希少種と思われる数種が含まれておらず、本当に重要な種が見過ごされている。
・掲載種数が多すぎて、種により保全の重要性にかなりの開きがある。
・南方からの飛来や一時的な発生で同地での保全の必要がないチョウ類（迷蝶や一時発生種）が多く含まれている。
・世界的に見ればどこにでも生息し、町のシンボルにはならない種が多数含まれている。
・ガ類に関しては、誤記録もしくは誤同定によるものと思われる種が掲載されている（ヘリグロヒメヨトウなど）。
・小蛾類については近年の文献情報のみを引用し、精査したものとは思えず、現状まだ希少野生動植物種の選定の段階に進むほどの十分な知見の蓄積があるとは言えない。
・今回の選定の一つに「町のシンボルとなるもの」という条項も記されているが、希少野生動植物種とはその名の通り個体数が少ないものや分布範囲が限られている種について呼ぶもので、例えばシンボリックな種については「観光保全種」のような別のカテゴリーを立てた方が良い。
・保全するために必要な費用も含めた明確な指針が示されておらず、このままでは指定だけして絶滅を招く重要な種が出かねない。このような広範囲な指定は保護費用が膨大になり、本当に保護が必要な種を見逃す可能性が出てくる。
・もしも指定した種が絶滅した場合、保護対策が出来ずに希少野生動植物種を指定した町としての「町のイメージダウン」は計り知れない。

このような理由から、チョウ・ガ類の専門学会や実績ある専門家、さらにはまちづくり関係者などにも協力を仰ぎながら指定種を見直して「希少野生動植物種」を選定すると共に、竹富町の発展を補助するような「真の町のシンボル」となりうる種を選出するべきかと存じます。また、合わせましてリストの選定基準をより明確にすることが重要かと考えます。

つきましては、本件に関して何卒ご尽力賜りますようお願い申し上げます。なお、本学会および協会は、専門家集団としていつでもご協力させて頂く用意がございますことを最後に申し添えます。

2017年2月10日

日本鱗翅学会
会　長　岩野秀俊
〒113-0001
東京都文京区白山1-13-7
アクア白山ビル5F
勝美印刷株式会社内
日本鱗翅学会事務局
Tel.　03-3812-5223 Fax. 03-3816-1561
E-mail: rinshi@shobix.co.jp

担当：日本鱗翅学会自然保護委員長　矢後　勝也
〒113-0033
東京都文京区本郷7-3-1
東京大学 総合研究博物館
Tel.　03-5841-8455; Fax. 03-5841-8451
E-mail: myago@um.u-tokyo.ac.jp
（本件に関わる連絡の必要がありましたら、上記担当自然保護委員長宛にお願い致します。）